

令和元年

7月

July

Monthly Report



道の駅 吉野ヶ里

空気が澄んだ日は有明海、果ては熊本まで見渡すことができるという展望台からの眺めは絶景！
脊振山系の天然水を使ったパンや季節のフルーツを使ったパフェ、栄西茶を使ったシュークリームが話題。

●神埼郡吉野ヶ里町松隈1710-11 TEL.0952-55-6175

CONTENTS

- SGTピックス
県制度のご案内
「上峰町中小企業小口資金保証制度」および
「みやき町中小企業小口資金保証制度」創設のご案内
事業承継リーフレットを作成しました
内部研修会を行いました
2019さが総文 第43回全国高等学校
総合文化祭に協賛しています
- 保証動向
- 金融機関別保証承諾額上位店舗
- 金融機関別保証状況
- 業種別保証状況
- 制度別保証状況
- 市町別保証状況

県制度のご案内

佐賀県中小企業特別対策資金のさが創生貸付について、平成31年4月から一部変更になっておりますのでご紹介します。

- 創業・新事業展開等資金について、次の資金をご利用される場合は保証料負担はありません。
 - ・ 設備資金
 - ・ 知的資産経営報告書等を作成し新事業活動に取り組まれている中小企業者の運転資金
- 事業承継資金についても、運転資金・設備資金ともに保証料負担はありません。

県からの保証料補助があるため中小企業者の保証料負担がなく利用しやすくなっています。どうぞ、ご相談ください。

◇特別対策資金（一部抜粋）

資金名		貸付限度額	貸付期間	保証料率
さが創生貸付	創業・新事業展開等資金	【創業】 運転 1,000万円 設備 2,000万円(運転合算)	運転 7年 設備10年 借換10年	運転 年0.30%以内 設備 年0% 借換 年0.60%以内
		【新事業展開等】 運転 2,000万円 設備 5,000万円(運転合算) 借換 8,000万円(設備、運転合算)		知的財産活用 運転 年0%
		事業承継資金		運転 1,000万円 設備 2,000万円(運転合算)

「上峰町中小企業小口資金保証制度」および「みやき町中小企業小口資金保証制度」創設のご案内

8月1日から「上峰町」および「みやき町」の小口資金が創設され、佐賀県内すべての市町において市町小口制度の取扱いが可能となりました。保証料は、全額市町負担となっておりますので中小企業者の皆さまの負担はありません。どうぞご利用ください。

詳細については、業務統括部までお問い合わせください。

◇保証制度概要

	上峰町中小企業小口資金	みやき町中小企業小口資金
保証限度額	運転資金 500万円 設備資金 700万円 合 算 700万円	運転資金 1,000万円 設備資金 1,000万円 合 算 1,000万円
保証期間	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内

※町と契約した金融機関での取り扱いとなります。

<お問い合わせ先>

佐賀県信用保証協会

業務統括部 保証一課 0952-24-4342 保証二課 0952-24-4343 経営支援課 0952-24-4350